

政務活動費調査研究報告書

提出日 2026・3・24

事業名	調査依頼：地方議会議員による調査活動に対する執行機関側の対応について		
会派名	虹の会	報告者	石田 裕
依頼先	弁護士：千木良 正		
区分	☐ ①研修 ☐ ②視察 ☐ ③広聴 ☒ ④その他（ 調査・研究 ）		

概要

実施日時 訪問先、会場 主催者等	日 時	訪問先、会場、主催者等
	①	
	②	
	③	
目的 (どのような課題を解決するためかなど)	1. 地方議員には調査権はあるか 2. 議員から行政の執行機関に対して資料の提出、説明の要求等の調査活動があった場合に、執行機関は、誠実に対応する義務があるか。 ●上記2項目について、弁護士の観点から調査を依頼した。	
内容	調査結果概要 ①地方議員の調査権について 議員個人に法的な意味での調査権が認められていると解することは困難 ②議員調査があった際の執行機関が誠実に対応する義務について 執行機関の誠実対応を義務付ける一般的な法令上の明文規定は存在しない 議員の資料要求について、一定の場面において行政の説明責任が認められることはあるが一般的な法的義務として確立していない。個別具体的に判断。 ③議会基本条例の意義 地方議員には行政監視に努める役割があり、行政が保有する情報を求めることは重要な意義を有することから行政は資料提出や説明があった際には誠実に対応することが望ましい。 ④今後の検討課題として、横浜市などを参考に制度的整備が望まれる。	
成果等 (市に活かせること等)	地方議員の調査に関する法的な位置づけや行政に対応を求める際の対応の在り方を検討するうえで、専門家の視点で客観的な意見は非常に参考になった。また、議会基本条例に照らした議員の役割とその観点から、行政に誠実な対応を求める旨の意見は大変勉強になった。また横浜市議会基本条例など、議員の資料提出や説明があった際の誠実対応するものとする旨が明記されている事例の紹介は議員が行政監視の役割を全うするための新しい視点であり、大変参考になった。	
事業費	55,000 円	

※訪問先が2カ所以上の場合は行程表を添付すること